

平成16年4月1日から

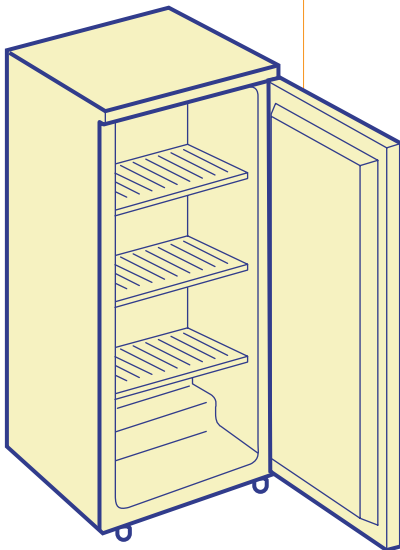
家庭用

電気冷凍庫が 家電リサイクル法の対象品目※に 加わります!!

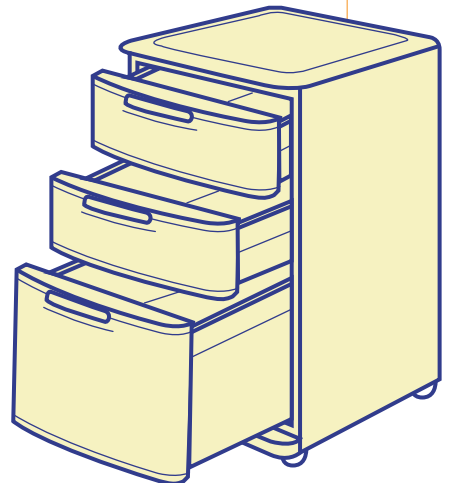
電気冷蔵庫と同じ区分で追加されます。

※家庭用のものに限って対象となります。

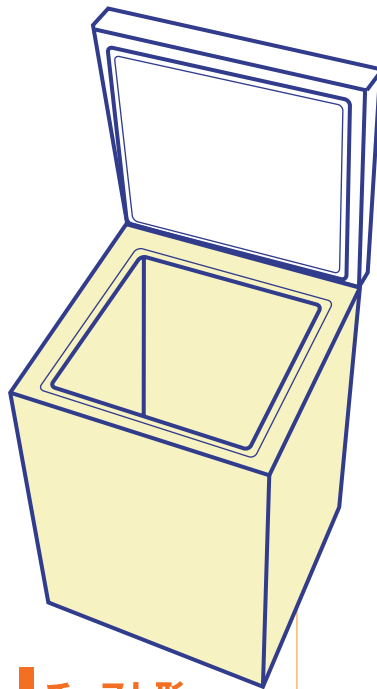
アップライト形



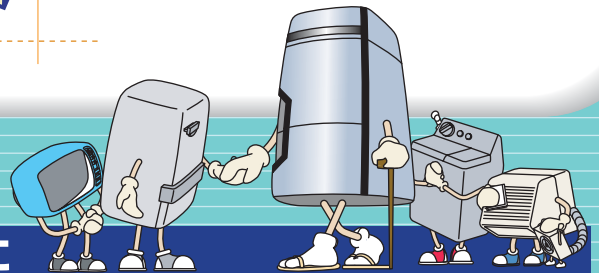
引き出し形



チェスト形



フロン類回収や資源の有効利用のために

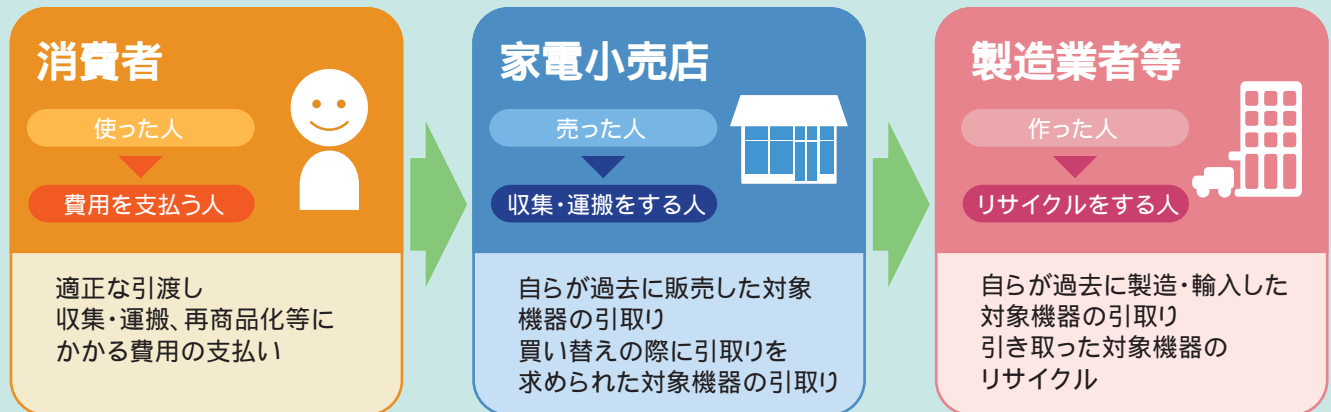


家庭用電気冷凍庫も家電リサイクル法に基づき回収・リサイクルが行われます。

家庭用電気冷凍庫は家電リサイクル法の対象品目としてすでに回収が行われている家庭用電気冷蔵庫と同様な機能と構造をしており、オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類が冷媒、断熱材発泡剤として使われてきました。家庭用電気冷凍庫が家電リサイクル法の対象となることによってフロン類の回収・破壊が一層推進され、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られます。

電気冷蔵庫の回収とリサイクル

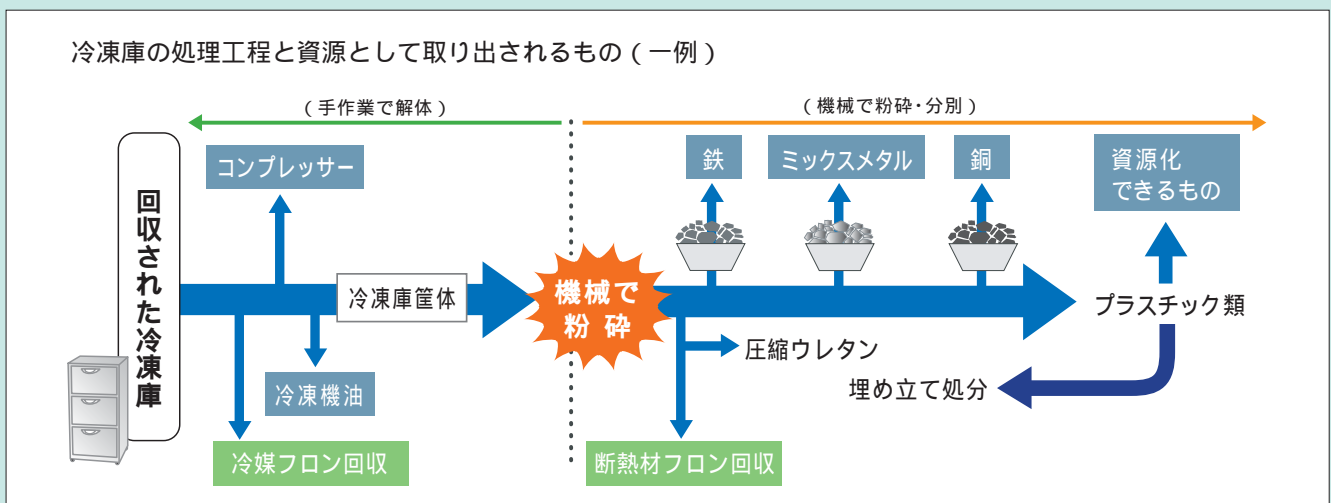
家電リサイクル法での消費者の役割は、適正な引渡しと料金の負担です。消費者は廃電気冷蔵庫を引渡し、回収、リサイクルにかかる料金を支払います。



注1.小売業者には過去に販売した電気冷蔵庫及び新品販売に伴って引取りを求められた電気冷蔵庫の引取り業務がかかります。
注2.製造業者等が不明な場合は指定法人が引取り、リサイクルを行います。

家電リサイクル法に基づく処理

製造業者等に引き取られた廃電気冷蔵庫は、このようにリサイクルされることになります。



お問い合わせ先

経済産業省 商務情報政策局 情報通信機器課 03-3501-1511(代表)
環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室 03-3581-3351(代表)

経済産業局

北海道経済産業局	環境資源部	環境対策課	011-709-1754	中国経済産業局	環境資源部	環境・リサイクル課	082-224-5676
東北経済産業局	環境資源部	環境・リサイクル課	022-263-1111(代)	四国経済産業局	環境資源部	環境資源課	087-831-3141(代)
関東経済産業局	産業企画部	環境・リサイクル課	048-600-0293	九州経済産業局	環境資源部	リサイクル推進課	092-482-5472
中部経済産業局	産業企画部	環境・リサイクル課	052-951-2768	内閣府 沖縄総合事務局	経済産業部	環境資源課	098-866-0031(代)
近畿経済産業局	産業企画部	環境・リサイクル課	06-6966-6018				